

## ライブラリーコーナー資料貸出条件

1. 修繕、改造その他物品の現状の変更がないようにすること。
2. 目的以外の使用はしないこと。
3. 貸出期間満了日までに、指定の場所へ返納すること。
4. 借受人が貸出条件に違反したときは、環境ミュージアムの指示に従って貸出資料を返納すること。
5. 紛失又は損傷した場合は、直ちに環境ミュージアムへ連絡し、指示に従うこと。その原因が借受人の故意又は重大な過失によるものであると環境ミュージアムが認めたときは、借受人はその負担において、損害を弁償すること。

＜問い合わせ先＞  
北九州環境ミュージアム  
北九州市八幡東区東田2丁目2-6  
TEL:093-663-6751 FAX:093-663-6753

＜作成者＞  
北九州市環境局総務政策部環境学習課 環境学習係  
TEL:093-582-2784 FAX:093-582-2196